

四日市市告示第130号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成30年3月27日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 岡山市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市赤水町字北裏73
- 3 市民緑地の管理期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(都市整備部都市計画課)